

法 学 第 16 号  
平成 29 年 4 月 6 日

各 私 立 学 校 長 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

教育公務員特例法等の一部を改正する法律等の施行について  
のことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

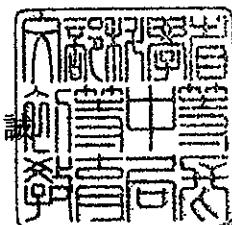
【担当】私学振興担当 半田  
電話 019-629-5041 FAX019-629-5049  
メールアドレス : AH0007@pref.iwate.jp



28文科初第1803号  
平成29年3月31日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 育 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 會 教 育 育 長  
各 都 道 市 教 育 委 員 會 教 育 育 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 會 教 育 育 長  
各 放 送 大 学 学 園 理 事 長  
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長  
独 立 行 政 法 人 教 員 研 修 セ ン タ 一 理 事 長  
各構造改革特別区域法第19条第1項の認定を受けた市区町村の教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長  
藤原



(印影印刷)

### 教育公務員特例法等の一部を改正する法律等の施行について（通知）

第192回国会において成立した「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第87号。以下「改正法」という。）の改正の概要等については、既に平成28年11月28日付け文部科学省初等中等教育局長通知（28文科初第1158号）により通知したところですが、改正法による規定のうち、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。）第22条の3第1項に規定する校長及び教員としての資質の向上に関する指標（以下「指標」という。）及び第22条の4第1項に規定する教員研修計画（以下「教員研修計画」という。）の策定、第22条の5第1項に規定する協議会（以下「協議会」という。）の設置、第24条第1項に規定する中堅教諭等資質向上研修（以下「中堅教諭等資質向上研修」という。）の実施並びに独立行政法人教員研修センターの名称変更等については平成29年4月1日から施行されることとなります。

また、改正法による規定のうち、教特法及び独立行政法人教職員支援機構法（平成12年法律第88号。以下「機構法」という。）の施行に伴い、平成29年政令第22号をもって、別添1及び2のとおり、「教育公務員特例法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」が、平成29年2月17日に公布され、同年4月1日から施行されるとともに、平成29年文部科学省令第10号及び第11号をもって、それぞれ別添3並びに別添4及び5のとおり、「教育公務員特例法第22条の4第2項第5号の教



員研修計画に定める事項及び第22条の5第2項第2号の文部科学省令で定める者を定める省令」及び「独立行政法人教員研修センターに関する省令及び独立行政法人教職員支援機構に関する省令の一部を改正する省令」が、平成29年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることとなりました。

政令及び省令の概要及び法令の留意事項等は下記のとおりですので、関係する規定の整備等事務処理上遺漏のないよう願います。

また、各都道府県教育委員会におかれでは、域内の市町村教育委員会に対して、都道府県知事におかれでは、市町村長及び所轄の学校その他の教育機関に対して、本改正の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

なお、本通知は、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。また、改正法による規定のうち、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の施行に伴う教育職員免許法施行規則等の整備については、追ってこれを行い、別途通知する予定ですので、あらかじめ御承知おき願います。

改正法については、附帯決議がなされておりますので、併せて通知します。

## 記

### 第一 法令の概要

#### 1 教育公務員特例法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の概要

##### (1) 教特法第21条第2項に規定する「政令で定める者」について

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。）第21条第2項の政令で定める者は、次に掲げる者とすること。

イ 臨時的に任用された者

ロ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項若しくは第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項若しくは第2項、第4条若しくは第5条の規定により任期を定めて採用された者

##### (2) 中堅教諭等資質向上研修の対象から除く者について

教特法第24条第1項の政令で定める者である同項に規定する中堅教諭等資質向上研修（以下「中堅教諭等資質向上研修」という。）の対象から除く者は、次に掲げる者とすること。

イ 臨時的に任用された者

ロ 他の任命権者が実施する中堅教諭等資質向上研修を受けた者で、任命権者が当該者の能力、適性等を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認めるもの

ハ 地方公務員法第26条の6第7項、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項若しくは第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の



採用に関する法律第3条第1項若しくは第2項、第4条若しくは第5条の規定により任期を定めて採用された者

ニ 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、任命権者が当該者の経験の程度を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認めるもの

(3) 十年経験者研修を受けた者に対する中堅教諭等資質向上研修の特例について  
改正法第1条の規定による改正前の教特法第24条第1項の十年経験者研修を受けた者に対する中堅教諭等資質向上研修の特例を定めるものとすること。

(4) その他の関係政令関係

改正法の施行により独立行政法人教員研修センターの名称が独立行政法人教職員支援機構に変更されること等に伴い、関係政令について所要の規定の整備を行うものとすること。

(5) 施行期日等

イ この政令は、平成29年4月1日から施行するものとすること。ただし、一部の改正規定は、平成30年4月1日から施行するものとすること。  
ロ この政令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとすること。

2 教育公務員特例法第22条の4第2項第5号の教員研修計画に定める事項及び第22条の5第2項第2号の文部科学省令で定める者を定める省令の概要

(1) 教特法第22条の4第2項第5号の教員研修計画に定める事項について

教特法第22条の4第2項第5号に規定する研修の実施に関し必要な事項として文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とすること。

イ 公立の小学校等（教特法第12条第1項に規定する小学校等をいう。以下同じ。）の校長及び教員（教特法第21条第2項に規定する校長及び教員をいう。以下同じ。）の任命権者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員（以下「県費負担教職員」という。）については当該中核市の教育委員会、市（地方自治法第252条の19第1項の指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）町村が設置する中等教育学校（後期課程に学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項に規定する定時制の課程のみを置くものを除く。以下同じ。）の県費負担教職員については当該市町村の教育委員会。二において同じ。）と当該校長及び教員の研修に協力する大学その他の関係機関との連携に関する事項

ロ 研修の効率的な実施に当たって配慮すべき事項  
ハ 研修の効果を検証するための方途に関する事項  
ニ その他任命権者が必要と認める事項

(2) 教特法第22条の5第2項第2号の文部科学省令で定める者について

教特法第22条の5第2項第2号に規定する公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学その他の当該校長及び教員の資質の向上に関する大学として文部科学省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とすること。

イ 公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学

ロ 任命権者（市町村が設置する中等教育学校の県費負担教職員については当該市町村の教育委員会。）により公立の小学校等の校長及び教員として採用された者であって、当該大学を卒業した者の数が当該任命権者が定める数以上である大学

(3) 施行期日

この省令は、平成29年4月1日から施行すること。

3 独立行政法人教員研修センターに関する省令及び独立行政法人教職員支援機構に関する省令の一部を改正する省令の概要

(1) 独立行政法人教員研修センターに関する省令の一部改正

独立行政法人教員研修センターの名称を独立行政法人教職員支援機構に改めるとともに、業務方法書の記載事項に以下の事項を加えるものとすること。

イ 機構法第10条第2号に規定する助言に関する事項

ロ 機構法第10条第4号に規定する調査研究及びその成果の普及に関する事項

(2) 独立行政法人教職員支援機構に関する省令の一部改正

業務方法書の記載事項に以下の事項を加えるものとすること。

イ 機構法第10条第5号に規定する認定に関する事務に関する事項

ロ 機構法第10条第6号に規定する教員資格認定試験の実施に関する事務に関する事項

(3) 施行期日

この省令は、平成29年4月1日から施行するものとすること。ただし、(2)の規定は、平成30年4月1日から施行するものとすること。

## 第二 留意事項

1 指標の策定に際し留意すべき事項について

指標は、画一的な教員像を求めるものではなく、全教員に求められる基礎的、基本的な資質能力を確保し、各教員の長所や個性の伸長を図るものとすること。また、指標は教員の人事評価と趣旨・目的が異なるものであることに留意すること。なお、詳細については、別添6の教特法第22条の2第1項に規定する校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針（平成29年文部科学省告示第55号）。

以下「指針」という。) を参照すること。

## 2 教員研修計画の策定に際し留意すべき事項について

- (1) 研修の実施に当たっては、法令の規定により研修の実施を担う主体だけではなく、大学をはじめとする様々な関係機関と連携・協働して取り組むことが重要であり、教員等の資質の向上に関し、行政機関だけでなく、様々な関係機関との関係構築に努めることが重要であること。
- (2) 指標や教員研修計画の策定に際しては、単に教員等が受講する研修の絶対量のみが増加し、教員等の多忙化に拍車をかけることにならぬよう、教員等の資質の向上に資する効果的・効率的な研修が体系的に整備されるよう配慮するとともに、研修の効率的な実施に当たって配慮すべき事項を教員研修計画に掲げること。
- (3) 研修を実施する者、研修の実施に協力する者及び研修を受ける教員等自らが研修の意義や効果をより適切に理解しつつ、研修の実施が図られることが重要であることから、任命権者は、教員研修計画の策定に際し、各研修がどのような効果をもたらすのかということを常に意識しつつ、研修の効果に関する検証事例を蓄積していくことが期待されていること。
- (4) 臨時的に任用された者、任期を定めて採用された者については、法令上、任命権者に対する教員研修計画の策定の義務付けはなされていないが、教員研修計画に臨時的任用や任期付職員に関する研修を盛り込むことを否定するものではなく、各地域の実情を踏まえ、必要に応じて、教員研修計画に臨時的任用や任期付職員に関する研修を盛り込むことは可能であること。この点は、公立の高等専門学校の助手、公立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の実習助手並びに公立の特別支援学校の寄宿舎指導員についても同様であり、任命権者は、これらの者に対する研修の体系的な実施に努める必要があること。

## 3 協議会の設置について留意すべき事項について

- (1) 任命権者の判断の下、教育委員会や国公私立の教職課程を置く大学の関係者のみならず、地域の実情に応じ、多様な教育関係者等で構成するよう努めること。特に、各地域の教職大学院については、大学と教育委員会・学校との連携・協働の中核的拠点となり、学部段階も含めた大学全体の教員養成の抜本的な強化や、現職教員の研修への参画など地域への貢献の充実を図ることが求められていることに鑑み、密接な連携が図られることが望ましいこと。
- (2) 都道府県教育委員会が、県費負担教職員に関する指標を策定するに当たっては、協議会の運営に際して、関係する市町村教育委員会との間で学校現場の現状等について十分意見交換を行い、協働して学校現場の状況を反映するよう配慮すること。とりわけ、中核市の県費負担教職員については、中核市の教育委

員会が教員研修計画の策定を担うことを踏まえ、可能な限り、当該教育委員会を協議会の構成員に含める等、特段の配慮をすること。

- (3) 指定都市以外の市町村が、その設置する高等学校、中等教育学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園等の教員等の指標の作成に当たっては、教特法附則第4条の規定により協議会における協議を要さないこととされている。この場合、教員等の資質の向上に向け指標の内容を充実させるよう、その内容について必要に応じ大学等の意見を聴取するとともに、教特法第23条に規定する初任者研修及び中堅教諭等資質向上研修の実施権者である都道府県教育委員会等とも連携を図りながら指標を作成することが望ましいこと。
- 4 教特法第22条の5第2項第2号並びに教育公務員特例法第22条の4第2項第5号の教員研修計画に定める事項及び第22条の5第2項第2号の文部科学省令で定める者を定める省令第1条第1号に規定する「校長及び教員の研修に協力する大学」について  
教特法第22条の5第2項第2号並びに教育公務員特例法第22条の4第2項第5号の教員研修計画に定める事項及び第22条の5第2項第2号の文部科学省令で定める者を定める省令第1条第1号に規定される「校長及び教員の研修に協力する大学」とは、現に教員研修に協力している大学又は過去に教員研修に協力していた大学で今後研修に協力していくことが見込まれる大学を指すものであり、例えば、教員等の研修に際して講師を派遣したり、教員等の研修の充実のために任命権者と協議する場を設けたり、教員等の資質向上に関する協定書を任命権者と締結することなどを実施している大学を想定していること。
- 5 中堅教諭等資質向上研修について留意すべき事項について
- (1) 各任命権者においては、中堅教諭等資質向上研修が、教員一人一人の専門性の向上や得意分野を伸ばすなど、教員等のニーズに応じたものとなるよう、各自の実情に応じて、具体的な研修の内容及び方法、実施期間、場所等に関し、様々な創意工夫を凝らしていただきたいこと。
- (2) 中堅教諭等資質向上研修は、一部の限られた教諭等を対象とするものではなく、個々の能力、適性等に応じて、原則として、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有するに至った全ての教諭等を対象に行うものであること。
- (3) 教特法第24条第2項に規定する中堅教諭等資質向上研修を受けた者の能力、適性等についての評価及び研修計画書の作成等については、改正前の教特法第24条第1項に規定する十年経験者研修の制定後に通知した内容を踏まえ、各自の実情に応じて、様々な創意工夫を凝らし、有意義な中堅教諭等資質向上研修を実施する上で必要かつ適切な評価及び研修計画書の作成等をしていただきたいこと。
- (4) 中堅教諭等資質向上研修を実施するに当たって、各任命権者及び校長は、授業等の校務に支障がないよう、また、研修の時間を十分に取ることができるよう、人事異動や各学校における校務分掌等において十分に配慮を行うこと。

- (5) これからの学校教育においては、様々な得意分野や専門分野を持つた教職員が連携協力して教育効果等を高めることが必要とされていることから、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、学校事務職員、学校栄養職員等についても、これらの専門性を高め、学校運営への積極的な参加を促す観点から、研修内容の見直しや充実に努めること。
- (6) 職務上の命令による研修だけでなく、教員等が自ら行う自主研修も重要であることから、各任命権者及び関係者においては、自主研修について、場の提供や情報の提供等、奨励や支援に努めること。
- (7) 国立学校及び私立学校において中堅教諭等資質向上研修に相当する研修を行う際に、個々の国立学校及び私立学校では対応が難しいものについて、例えば、教育センター等における中堅教諭等資質向上研修に国立学校及び私立学校の教員等の参加を認めることなど、各任命権者においては、適宜その実施に協力することについて検討していただきたいこと。

## 6 中堅教諭等資質向上研修をはじめとする現職研修と免許状更新講習の整合性の確保について

中堅教諭等資質向上研修をはじめとする現職研修と免許状更新講習の整合性の確保については、教員の負担を軽減する観点から、免許状更新講習の科目と中堅教諭等資質向上研修等の科目の整理・合理化や相互認定の促進を図ること。

## 7 指標及び教員研修計画の策定等における独立行政法人教職員支援機構の活用について

各任命権者においては、指標及び教員研修計画の策定等に際し、必要に応じ、独立行政法人教職員支援機構の有する知見等を活用することが考えられること。

## 第三 国会における附帯決議

### 1 衆議院文部科学委員会における附帯決議（平成28年11月2日）

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 文部科学大臣が策定する指針については、教育委員会等が地域の実情に合わせた指標を自主的・自律的に定めるための大綱的な内容のものとし、地域や学校現場に対する押し付けにならないようにすること。
- 二 教育委員会等が策定する指標については、画一的な教員像を求めるものではなく、全教員に求められる基礎的、基本的な資質能力を確保し、各教員の長所や個性の伸長を図るものとすること。また、同指標は、教員の人事評価と趣旨・目的が異なるものであることを周知すること。
- 三 指標の策定に関する協議会においては、教育委員会や大学の教員養成課程の関係者のみならず、協議等を通じて、地域における課題や学校現場の状況を反映させること。

- 四 指標を踏まえた教員研修計画の策定に当たっては、教員の資質能力の向上に資する効果的・効率的な研修計画を体系的に整理することにより、教員の更なる過重負担を招かないようにすること。
- 五 中堅教諭等資質向上研修の実施に当たっては、十年経験者研修と免許状更新講習の時期等が重複することによる教員の負担を軽減する観点から、免許状更新講習の科目と中堅教諭等資質向上研修の科目の整理・合理化や相互認定の促進を図ること。
- 六 学校現場で多忙を極める教員が、児童・生徒と向き合う時間を確保しつつ法の趣旨に則った効果的な研修を受講できるよう、事務職員や他の専門能力スタッフの拡充を推進するとともに、昨年六月に「教育現場の実態に即した教職員定数の充実に関する件」を全会一致で決議したことを踏まえ、教職員定数の計画的拡充に努めること。
- 七 小学校における外国語の特別免許状の授与を決定するに当たっては、外国語の能力のみに偏重することのないよう、教育職員検定において、教員としての熱意や教科専門性を十分に問うものとすること。また、外国語が教科化される予定であることを踏まえ、特別免許状は例外的措置であり、小学校における外国語の専科担任制の拡充について検討すること。
- 八 独立行政法人教職員支援機構の運営に当たっては、事務の効率化に努め、機構の業務範囲の拡大が組織の定員や予算の肥大化につながらないようにすること。

## 2 参議院文教科学委員会における附帯決議（平成28年11月17日）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 文部科学大臣が策定する指針については、教育委員会等が地域の実情に合わせた指標を自主的・自律的に定めるための大綱的な内容のものとし、地域や学校現場に対する押し付けにならないようにすること。
- 二 教育委員会等が策定する指標については、画一的な教員像を求めるものではなく、全教員に求められる基礎的、基本的な資質能力を確保し、各教員の長所や個性の伸長を図るものとすること。また、同指標は、教員の人事評価と趣旨・目的が異なるものであることを周知すること。
- 三 指標の策定に関する協議会においては、任命権者の判断の下、教育委員会や大学の教員養成課程の関係者のみならず、地域の実情に応じ、多様な教育関係者等で構成するよう努めることとし、協議等を通じて、地域における課題や学校現場の状況を指標等に反映させること。また、協議の内容等について積極的な情報公開を行うとともに、協議会の構成員以外の者からも幅広く意見を聴取するよう努めること。
- 四 指標を踏まえた教員研修計画の策定に当たっては、教員が主体的に研修に取り組むことができるよう配慮しつつ、教員の資質能力の向上に資する効果的・効率的な研修計画を体系的に整理し、教員の更なる過重負担を招かないようにすること。また、教員は現場で育つということを考慮し、日常の校内研修の充実を図ること。
- 五 中堅教諭等資質向上研修の実施に当たっては、十年経験者研修と免許状更新講習の時期等が重複することによる教員の負担を軽減する観点から、免許状更新講習の

科目と中堅教諭等資質向上研修の科目の整理・合理化や相互認定の促進を図ること。

六 中堅教諭等資質向上研修の実施時期の設定に当たっては、指標に基づき、地域・

学校現場の実情を踏まえ、柔軟な取扱いとするよう周知すること。

七 学校現場で多忙を極める教員が、児童・生徒と向き合う時間や教材研究の時間を確保しつつ法の趣旨にのっとった効果的な研修を受講できるよう、事務職員や他の専門スタッフの拡充を推進するとともに、昨年六月に「教育現場の実態に即した教職員定数の充実に関する決議」を全会一致で行ったことを踏まえ、教職員定数の計画的拡充を図ること。

八 小学校における外国語の特別免許状の授与を決定するに当たっては、外国語の能力のみに偏重することのないよう、教育職員検定において、教員としての熱意や教科専門性を十分に問うものとすること。また、外国語が教科化される予定であることを踏まえ、特別免許状が例外的な措置であることに留意しつつ、小学校における外国語の専科担任制の拡充について検討すること。

九 独立行政法人教職員支援機構の運営に当たっては、事務の効率化に努め、機構の業務範囲の拡大が組織の定員や予算の肥大化につながらないようにすること。また、同機構が行う研修、調査研究等が、私立学校教職員の資質能力の向上等にも資するよう引き続き配慮すること。



## 政令第二十二号

教育公務員特例法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十七号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（教育公務員特例法施行令の一部改正）

第一条 教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第一条中「指定する」を「定める」に改め、同条第二号中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削り、「第八条各号」を「第七条各号」に改め、「次条及び」、「（次条第三項第五号において「国立大学法人」という。）」、「（次条第三項第五号において「公立大学法人」という。）」及び「次条第一項及び」を削り、「次条第三項第五号並びに第五条第二号」を「次条第二号」に改め、同条第四号中「（平成三年法律第二百十号）」及び「（平成十四年法律第四十八号）」を削り、同条を第三条とし、第一条の次に次の二条を加える。

(法第二十一条第二項の政令で定める者)

第二条 法第二十一条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 臨時に任用された者

二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十六条の六第七項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百六十号）第六条第一項若しくは第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第三条第一項若しくは第二項

、第四条若しくは第五条の規定により任期を定めて採用された者

第四条を削る。

第五条の見出しを「（中堅教諭等資質向上研修の対象から除く者）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

法第二十四条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

第五条第二号中「十年経験者研修を受けた者」を「法第二十四条第一項の中堅教諭等資質向上研修（以下「中堅教諭等資質向上研修」という。）を受けた者で、任命権者が当該者の能力、適性等を勘案して中

「中堅教諭等資質向上研修」に改め、同条を第四条とする。

第六条中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条を第五条とし、第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第九条の前の見出しを削り、同条を第八条とし、同条の前に見出しつして「（教育公務員に準ずる者）」を付する。

第十条中「、第二十五条」を削り、同条を第九条とする。

第十一条中「、第二十五条」を削り、同条を第十条とし、第十二条を第十三条とする。

第十三条第三項中「国家公務員法」の下に「（昭和二十二年法律第二百二十号）」を加え、同条を第十二条とする。

附則第二項の見出し及び同項中「附則第四条第一項の政令で指定する」を「附則第五条第一項の政令で定める」に改め、同項第二号中「附則第四条第一項後段」を「附則第五条第一項後段」に改める。

附則第三項の見出し中「十年経験者研修」を「中堅教諭等資質向上研修」に改め、同項中「第二条第三

項第五号並びに第五条第二号」を「第四条第二号」に改める。

附則第四項（見出しを含む。）中「附則第六条」を「附則第七条」に改め、同項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の一項を加える。

（十年経験者研修を受けた者に対する中堅教諭等資質向上研修の特例）

4 法第二十四条第一項の政令で定める者は、第四条各号に掲げる者のほか、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十七号）第一条の規定による改正前の法第二十四条第一項の十年経験者研修を受けた者で、任命権者が当該者の能力、適性等を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要ないと認めるものとする。

（道路運送車両法施行令等の一部改正）

第二条 次に掲げる政令の規定中「独立行政法人教員研修センター」を「独立行政法人教職員支援機構」に改める。

一 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）第十四条

二 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十一号）別表第二第一号

三 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）

第二条第一号

四 著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）別表第十二号

五 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）附則第二項第一

号

六 文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第五条第三十一号及び第四十二条第三号

七 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）第一号

八 電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第十五条第十三号

九 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（平成十九年政令第三百四十四号）第一号

十 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成二十五年政令第三号）第一号

十一 國等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成二十五年政令

第二十二条）第二条第一号

十二 雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成二十六年政令第百七十二号

）第一号

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第三条 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第十二号を次のように改める。

十一 削除

第五条の二に次の一号を加える。

五十 教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十七号）附則第九条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人教職員支援機構の職員としての在職期間と

第九条の二に次の一号を加える。

百八十五 教育公務員特例法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の独立行政法人教員研修センター法（平成十二年法律第八十八号。以下「旧独立行政法人教員研修センター法」という。）

## 第二条の独立行政法人教員研修センター

第九条の四に次の一号を加える。

## 百三十二 旧独立行政法人教員研修センター法第二条の独立行政法人教員研修センター

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令の一部改正）

第四条 次に掲げる政令の規定中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

- 一 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）第五条第六項

二 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百五号）第二条第五項

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正）

第五条 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一独立行政法人教員研修センターの項を次のように改める。

独立行政法人教職員支援機構	独立行政法人教職員支援機構法（平成十二年法律第八十八号）第十一條	文部科学省令	同条第三項	一般会計
	第一項			

附 則  
(施行期日)

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第三条中国家公務員退職手当法施行令第五条の二に一号を加える改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

(国家公務員退職手当法施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 この政令の施行の日から平成二十年三月三十一日までの間における第三条の規定による改正後の国家公務員退職手当法施行令第九条の二第百八十五号の規定の適用については、同号中「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」とあるのは、「教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十七号）」とする。

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

3 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「教育公務員特例法施行令等」を「学校教育法施行令等」に改め、同条の表教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）の項を削る。



## 理 由

教育公務員特例法等の一部を改正する法律の施行に伴い、中堅教諭等資質向上研修の対象から除く者を定める等教育公務員特例法施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。



教育公務員特例法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照表 目次

一、 教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）（第一条関係）	1
二、 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）（第二条関係）	12
三、 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）（第二条関係）	14
四、 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）（第二条関係）	17
五、 著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）（第二条関係）	20
六、 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）（第二条関係）	21
七、 文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（第二条関係）	24
八、 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）（第二条関係）	25
九、 電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）（第二条関係）	28
十、 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（平成十九年政令第二百四十四号） (第二条関係)	29
十一、 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成二十五年政令第三号）（第二条関係）	32
十二、 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二十二号）（第二条関係）	33
十三、 雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成二十六年政令第二百七十二号）（第二条関係）	35
十四、 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（第三条関係）	38
十五、 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和二十三年政令第二百一号）（第四条関係）	41
十六、 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百十五号）（第四条関係）	44
十七、 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）（第五条関係）	45
十八、 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（附則第三項関係）	46



（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第二十一条第二項の政令で定める者）</p> <p>第一条 法第二十一条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 臨時に任用された者</p> <p>二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十六条の六 第七項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項若しくは第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第三条第一項若しくは第二項、第四条若しくは第五条の規定により任期を定めて採用された者</p>	<p>（新設）</p>
<p>（初任者研修の対象から除く者）</p> <p>第三条 法第二十三条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 臨時に任用された者</p> <p>二 教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第七条各号及び附則第二項において同じ。）（附則第二条に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第八条各号及び附</p>	

項第一号において「教諭等」という。)として国立学校(学校教育法第二条第一項に規定する国立学校及び国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人の設置する幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)、公立学校(法第二条第一項に規定する公立学校をいう。以下同じ。)(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人の設置する学校(学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)を含む。附則第二项第二号において同じ。)又は私立の学校である小学校等(法第二条第一項に規定する小学校等をいう。附則第二项第二号において同じ。)において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、任命権者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第三十七条第一項に規定する県費負担教職員(以下「県費負担教職員」という。)については当該中核市の教育委員会、市(中核市を除く。以下この号において同じ。)町村が設置する中等教育学校(後期課程に学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程のみを置くものとされる。)の県費負担教職員については当該中核市の教育委員会、市(中核市を除く。)町村の教育委員会。次条第二号及び第四号において同じ。)が教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度

則第三項において同じ。)(次条及び附則第二项第一号において「教諭等」という。)として国立学校(学校教育法第一条第二項に規定する国立学校及び国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人(次条第三項第五号において「国立大学法人」という。)の設置する幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)、公立学校(法第二条第一項に規定する公立学校をいう。以下同じ。)(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人(次条第三項第五号において「公立大学法人」という。)の設置する学校(学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)を含む。次条第一項及び附則第二项第二号において同じ。)又は私立の学校である小学校等(法第二条第一項に規定する小学校等をいう。次条及び附則第二项第二号において同じ。)において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、任命権者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第三十七条第一項に規定する県費負担教職員(以下「県費負担教職員」という。)については当該中核市の教育委員会、市(中核市を除く。以下この号において同じ。)町村が設置する中等教育学校(後期課程に学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程のみを置くものとされる。)の県費負担教職員については当該中核市の教育委員会、市(中核市を除く。)町村の教育委員会。次条第二号及び第四号において同じ。)が教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度

を勘案し、法第二十三條第一項の初任者研修を実施する必要がないと認めるもの

三 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する特別免許状を有する者

四 地方公務員法第二十六条の六第七項、地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項若しくは第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第二条第一項若しくは第二項、第四条若しくは第五条の規定により任期を定めて採用された者

三 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する特別免許状を有する者

四 地方公務員法第二十六条の六第七項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項若しくは第十八条第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第三条第一項若しくは第二項、第四条若しくは第五条の規定により任期を定めて採用された者

（十年経験者研修に係る在職期間の計算方法）

（削る）

第三条 法第二十四条第一項の在職期間（以下この条において「在職期間」という。）は、国立学校、公立学校又は私立の学校である小学校等の教諭等として在職した期間（臨時的に任用された期間を除く。）を通算した期間とする。

2 前項の規定により在職期間を計算する場合において、指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間があるときは、その期間は、当該在職期間に通算するものとする。

のを除く。）の県費負担教職員については当該市町村の教育委員会。次条第三項第五号並びに第五条第二号及び第四号において同じ。）が教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、法第二十三條第一項の初任者研修を実施する必要がないと認めるもの

前二項の規定による在職期間のうちに次に掲げる期間が引き続き一年以上あるときは、その期間の年数（一年未満の端数があるときは、「これを切り捨てた年数」）を当該在職期間から除算する。

一 國家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第七十九条若しくは地方公務員法第二十八条の規定による休職又は國家公務員法第八十二条若しくは地方公務員法第二十九条の規定による停職により現実に職務を執ることを要しない期間

二 國家公務員法第二百八条の六第一項ただし書又は地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書の規定により職員団体の役員として専ら従事した期間

三 地方公務員法第二十六条の六第一項の規定により配偶者同行休業をした期間

四 國家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第二百九号）第三条第一項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項の規定により育児休業をした期間

五 国立大学法人若しくは公立大学法人の設置する小学校等又は私立の学校である小学校等の教諭等として在職した期間について、第一号、第二号又は前号に規定する期間に準ずるものとして任命権者が認める期間

六 その他在職期間から除算すべき期間として文部科学大臣が定める期間

(削る)

(十年経験者研修を実施する期間)

第四条 法第二十四条第一項の十年経験者研修（次条において「十年経験者研修」という。）を実施する期間は、その開始の日から一年以内とする。

(中堅教諭等資質向上研修の対象から除く者)

第四条 法第二十四条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 臨時に任用された者

二 他の任命権者が実施する法第二十四条第一項の中堅教諭等資質向上研修（以下「中堅教諭等資質向上研修」という。）を受けた者で、任命権者が当該者の能力、適性等を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要ないと認めるもの

三 地方公務員法第二十六条の六第七項、地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項若しくは第十八条第一項又は地方公共団体の一

般職の任期付職員の採用に関する法律第三条第一項若しくは第二項、

第四条若しくは第五条の規定により任期を定めて採用された者

四 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社

会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、任命権者が当該者の経験の程度を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認めるもの

(十年経験者研修の対象から除く者)

第五条 次に掲げる者は、十年経験者研修の対象から除くものとする。

一 臨時に任用された者

二 他の任命権者が実施する十年経験者研修を受けた者

三 地方公務員法第二十六条の六第七項、地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項若しくは第十八条第一項又は地方公共団体の一

般職の任期付職員の採用に関する法律第三条第一項若しくは第二項、

第四条若しくは第五条の規定により任期を定めて採用された者

四 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社

会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、任命権者が当該者の経験の程度を勘案して十年経験者研修を実施する必要がないと認めるもの

(指導改善研修の対象から除く者)

**第五条** 次に掲げる者は、法第二十五条第一項の指導改善研修（次条第一号において「指導改善研修」という。）の対象から除くものとする。

- 一 条件付採用期間中の者
- 二 臨時的に任用された者

(大学院修学休業をすることができない者)

**第六条** 法第二十六条第一項第四号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 指導改善研修を命ぜられている者
- 二 許可を受けようとする大学院修学休業の期間の満了の日（以下この条において「休業期間満了日」という。）の前日までの間又は休業期間満了日から起算して一年以内に定年退職日（地方公務員法第二十八条の二第一項に規定する定年退職日をいう。次号において同じ。）が到来する者
- 三 地方公務員法第二十八条の三の規定により定年退職日の翌日以降引き続き勤務している者
- 四 地方公務員法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者

(指導改善研修の対象から除く者)

**第六条** 次に掲げる者は、法第二十五条の二第一項の指導改善研修（次条第一号において「指導改善研修」という。）の対象から除くものとする。

- 一 条件付採用期間中の者
- 二 臨時的に任用された者

(大学院修学休業をすることができない者)

**第七条** 法第二十六条第一項第四号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 指導改善研修を命ぜられている者
- 二 許可を受けようとする大学院修学休業の期間の満了の日（以下この条において「休業期間満了日」という。）の前日までの間又は休業期間満了日から起算して一年以内に定年退職日（地方公務員法第二十八条の二第一項に規定する定年退職日をいう。次号において同じ。）が到来する者
- 三 地方公務員法第二十八条の三の規定により定年退職日の翌日以降引き続き勤務している者
- 四 地方公務員法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者

(大学院修学休業の許可の取消事由)

第七条 法第二十一条第一項の政令で定める事由は、次の各号のいずれにも該当する」ととする。

一 大学院修学休業をしている主幹教諭（幼保連携型認定）ども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。次号において同じ。）、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師が、正当な理由なく、当該大学院修学休業の許可に係る大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらに相当する外国の大学の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席していること。

二 大学院修学休業をしている主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師が教育職員免許法第四条第二項に規定する専修免許状を取得するのに必要とする単位を当該大学院修学休業の期間内に修得することが困難となつたこと。

(教育公務員に準ずる者)

第八条 大学（公立学校であるものに限る。）の助手については、法第三条第一項、第五項及び第六項、第四条（法第五条第二項及び第九条第二項において準用する場合を含む。）、第五条第一項、第五条の二、第六

(大学院修学休業の許可の取消事由)

第八条 法第二十一条第一項の政令で定める事由は、次の各号のいずれにも該当する」ととする。

一 大学院修学休業をしている主幹教諭（幼保連携型認定）ども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。次号において同じ。）、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師が、正当な理由なく、当該大学院修学休業の許可に係る大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらに相当する外国の大学の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席していること。

二 大学院修学休業をしている主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師が教育職員免許法第四条第二項に規定する専修免許状を取得するのに必要とする単位を当該大学院修学休業の期間内に修得することが困難となつたこと。

(教育公務員に準ずる者)

第九条 大学（公立学校であるものに限る。）の助手については、法第三条第一項、第五項及び第六項、第四条（法第五条第二項及び第九条第二項において準用する場合を含む。）、第五条第一項、第五条の二、第六

条、第八条、第九条第一項、第十条、第十七条から第十九条まで、第二十一条、第二十二条並びに第二十九条の規定中教員に関する部分の規定を準用する。

## 2・3 (略)

**第九条** 高等専門学校（公立学校であるものに限る。）の助手については、法第十一條、第十四条、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十二条及び第二十九条の規定中教員に関する部分の規定を準用する。

2 高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（いざれも公立学校であるものに限る。）の実習助手並びに特別支援学校（公立学校であるものに限る。）の寄宿舎指導員については、法第十一條、第十二条第二項、第十三条、第十四条、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十二条及び第二十九条の規定中教員に関する部分の規定を準用する。

**第十条** 高等専門学校（公立学校であるものに限る。）の助手については、法第十一條、第十四条、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十二条、第二十五条及び第二十九条の規定中教員に関する部分の規定を準用する。

2 高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（いざれも公立学校であるものに限る。）の実習助手並びに特別支援学校（公立学校であるものに限る。）の寄宿舎指導員については、法第十一條、第十二条第二項、第十三条、第十四条、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十二条、第二十五条及び第二十九条の規定中教員に関する部分の規定を準用する。

**第十一条** 専修学校及び各種学校の校長及び教員については、法第十一條、第十四条、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十二条、第二十五条の規定中それぞれ校長及び教員に関する部分の規定を準用する。

**第十二条** 専修学校及び各種学校の校長及び教員については、法第十一條、第十四条、第十七条、第十八条、第二十一条、第二十二条、第二十五条及び第二十九条の規定中それぞれ校長及び教員に関する部分の規定を準用する。

条、第八条、第九条第一項、第十条、第十七条から第十九条まで、第二十一条、第二十二条並びに第二十九条の規定中教員に関する部分の規定を準用する。

## 2・3 (略)

**第十一條** 法第三十一条の政令で定める研究施設は、国立教育政策研究所とする。

**第十二條** 法第三十一条の政令で定める研究施設は、国立教育政策研究所とする。

**第十二条** (略)

**2** (略)

3 各省各庁の長等（財政法（昭和二十一年法律第三十四号）第二十条第一項に規定する各省各庁の長及び行政執行法人の長をいう。）は、職員の退職に際し、その者の在職期間のうちに研究施設研究教育職員として共同研究等に従事するため国家公務員法（昭和二十一年法律第二百二十号）第七十九条の規定により休職にされた場合において、当該休職に係る期間（その期間が更新された場合にあつては、当該更新に係る期間。以下この項において同じ。）における当該研究施設研究教育職員としての当該共同研究等への従事が前項各号に掲げる要件の全てに該当する」とにつき、文部科学大臣において当該休職前（更新に係る場合には、当該更新前）に内閣総理大臣の承認を受けているときに限り、当該休職に係る期間について法第三十四条第一項の規定を適用するものとする。

**4** (略)

**4・5** (略)

**第十三条** (略)

**2** (略)

3 各省各庁の長等（財政法（昭和二十一年法律第三十四号）第二十条第一項に規定する各省各庁の長及び行政執行法人の長をいう。）は、職員の退職に際し、その者の在職期間のうちに研究施設研究教育職員として共同研究等に従事するため国家公務員法第七十九条の規定により休職にされた場合において、当該休職に係る期間（その期間が更新された場合にあつては、当該更新に係る期間。以下この項において同じ。）における当該研究施設研究教育職員としての当該共同研究等への従事が前項各号に掲げる要件の全てに該当する」とにつき、文部科学大臣において当該休職前（更新に係る場合には、当該更新前）に内閣総理大臣の承認を受けているときに限り、当該休職に係る期間について法第三十四条第一項の規定を適用するものとする。

**1** (略) 附 則

(法附則第五条第一項の政令で定める者)

2 法附則第五条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 臨時的に任用された者

二 教諭等として国立学校、公立学校又は私立の学校である小学校等において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、法附則第五条第一項後段の研修を実施すべき任命権者又は都道府県の教育委員会若しくは知事が教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、当該研修を実施する必要がないと認めるもの

三 地方公務員法第二十六条の六第七項、地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項若しくは第十八条第一項又は地方公共団体的一般職の任期付職員の採用に関する法律第三条第一項若しくは第二項、第四条若しくは第五条の規定により任期を定めて採用された者

(法附則第四条第一項の政令で指定する者)

2 法附則第四条第一項の政令で指定する者は、次に掲げる者とする。

一 臨時的に任用された者

二 教諭等として国立学校、公立学校又は私立の学校である小学校等において引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者で、法附則第四条第一項後段の研修を実施すべき任命権者又は都道府県の教育委員会若しくは知事が教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、当該研修を実施する必要がないと認めるもの

三 地方公務員法第二十六条の六第七項、地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項若しくは第十八条第一項又は地方公共団体的一般職の任期付職員の採用に関する法律第三条第一項若しくは第二項、第四条若しくは第五条の規定により任期を定めて採用された者

(幼稚園等の教諭等に対する中堅教諭等資質向上研修の特例)

3 第四条第一号及び第四号の規定の適用については、当分の間、地方自

治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）以外の市町村の設置する幼稚園の教諭、助教諭及び講師（以下この項において「教諭等」という。）の任命権者は、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会とし、中核市の設置する特別支援

(幼稚園等の教諭等に対する十年経験者研修の特例)

3 第三条第三項第五号並びに第五条第一号及び第四号の規定の適用につ

いては、当分の間、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）以外の市町村の設置する幼稚園の教諭、助教諭及び講師（以下この項において「教諭等」という。）の任命権者は、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会とし、

学校の幼稚部の教諭等の任命権者は、当該中核市を包括する都道府県の教育委員会とし、指定都市以外の市町村の設置する幼保連携型認定こども園の保育教諭、助保育教諭及び講師の任命権者は、当該市町村を包括する都道府県の知事とする。

(十年経験者研修を受けた者に対する中堅教諭等資質向上研修の特例)

4 法第二十四条第一項の政令で定める者は、第四条各号に掲げる者のほか、教育公務員特別法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第八十<sup>七</sup>号)第一条の規定による改正前の法第二十四条第一項の十年経験者研修を受けた者で、任命権者が当該者の能力、適性等を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認めるものとする。

(新設)

(法附則第七条の政令で定める者)

5 法附則第七条の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 条件付採用期間中の者
- 二 臨時的に任用された者

(法附則第六条の政令で定める者)

4 法附則第六条の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 条件付採用期間中の者
- 二 臨時的に任用された者

中核市の設置する特別支援学校の幼稚部の教諭等の任命権者は、当該中核市を包括する都道府県の教育委員会とし、指定都市以外の市町村の設置する幼保連携型認定こども園の保育教諭、助保育教諭及び講師の任命権者は、当該市町村を包括する都道府県の知事とする。

○道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改

正

案

現

行

（手数料の納付を要しない独立行政法人）

第十四条 法第二百二条第一項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人国立公文書館、独立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立研究開発法人物質・材料研究機構、独立研究開発法人防災科学技術研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人畜改良センター、独立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究所、独立研究開発法人国際農林水産業研究センター、独立研究開発法人森林総合研究所、独立研究開発法人水産研究・教育機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立研究開発法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立研究開発法人土木研究所、独立研究開発法人建築研究所、独立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航空大学校、独立研究開発法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人教職員支援機構、独立行政法人国

（手数料の納付を要しない独立行政法人）

第十四条 法第二百二条第一項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人国立公文書館、独立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立研究開発法人物質・材料研究機構、独立研究開発法人防災科学技術研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人畜改良センター、独立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究所、独立研究開発法人国際農林水産業研究センター、独立研究開発法人森林総合研究所、独立研究開発法人水産研究・教育機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立研究開発法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立研究開発法人土木研究所、独立研究開発法人建築研究所、独立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航空大学校、独立研究開発法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人国

立高等専門学校機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センターとする。

国立高等専門学校機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センターとする。

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第四十三条第六項の政令で定める法人等）</p> <p>第十条の二　（略）</p> <p>2　（略）</p>	<p>（法第四十三条第六項の政令で定める法人等）</p> <p>第十条の二　法第四十三条第六項の政令で定める法人は、別表第一のとおりとする。</p> <p>2　（略）</p>
<p>別表第一（第十条の二関係）</p> <p>一　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人土木研究</p>	<p>別表第一（第十条の二関係）</p> <p>一　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人土木研究</p>

所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原  
子力研究開発機構、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
技術研究開発機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人  
医薬品医療機器総合機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人家  
畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教職員  
支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺  
整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報  
・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人高齢・障害・求職者  
雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力  
機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独  
立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国  
立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重  
度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独  
立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立特別支援教育總  
合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立  
行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政  
法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法  
人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人製品  
評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独  
立行政法人造幣局、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行  
政法人大学入試センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行

所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原  
子力研究開発機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技  
術研究所、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学  
技術研究開発機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人  
医薬品医療機器総合機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人家  
畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研  
修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周  
辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情  
報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人高齢・障害・求職  
者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協  
力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人  
国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立  
重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、  
独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立特別支援教育  
総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独  
立行政法人國立文化財機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行  
政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政  
法人酒類総合研究所、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立  
品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、  
独立行政法人造幣局、独立行政法人大学改組支援・学位授与機構、独立

政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二〇十 (略)

行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二〇十 (略)

○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改  
正  
案

現  
行

（国等の定義）

第二条 法第二条第三項の政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 独立行政法人国立公文書館、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター、独立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立研究開発法人国際農林水産業研究センター、独立研究開発法人森林総合研究所、独立研究開発法人水産研究・教育機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人日本貿易保険、独立研究開発法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立研究開発法人士木研究所、独立研究開発法人建築研究所、独立研究開発法人士木研究所、独立研究開発法人海技教育機構、独立行政法人航空大学校、独立研究開発法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人統計センター

（国等の定義）

第二条 法第二条第三項の政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 独立行政法人国立公文書館、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、国立研究開発法人物質・材料研究機構、独立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立研究開発法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター、独立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立研究開発法人国際農林水産業研究センター、独立研究開発法人森林総合研究所、独立研究開発法人水産研究・教育機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人日本貿易保険、独立研究開発法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立研究開発法人士木研究所、独立研究開発法人建築研究所、独立研究開発法人士木研究所、独立研究開発法人海技教育機構、独立行政法人航空大学校、独立研究開発法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人統計センター

一、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人造幣局、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人情報処理推進機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、国立研究開発法人理化学研究所、独立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人奄美群島構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、年金振興開発基金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、年金

立金管理運用独立行政法人、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構

二一六 (略)

積立金管理運用独立行政法人、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構

二一六 (略)

○著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）（第二条関係）

(傍線の部分は改正部分)

		行
		現
		案
		正
		改
第六十五条	(略)	第六十五条 法第七十条第二項（法第百三十三条において準用する場合を含む。）の政令で定める独立行政法人は、別表に掲げる独立行政法人とする。
附 則		
別表 (第六十五条関係)		
一～十一 (略)		
十二 独立行政法人教職員支援機構		
十三・十四 (略)		
第六十五条	(略)	第六十五条 法第七十条第二項（法第百三十三条において準用する場合を含む。）の政令で定める独立行政法人は、別表に掲げる独立行政法人とする。
附 則		
別表 (第六十五条関係)		
一～十一 (略)		
十二 独立行政法人教員研修センター		
十三・十四 (略)		

○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改

正

案

現

行

附則

（略）

2 法附則第三条の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開發法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開發法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人物質・材料研究機

1

（略）

2 法附則第三条の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開發法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開發法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人物質・材料研究機

構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教職員支援機構、独立行政法人労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人工航空大学校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人工評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立

構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教育研修センター、独立行政法人労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人工航空大学校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人工評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立

行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人労働者健康安全管理機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二〇十 (略)

3・4 (略)

立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人労働者健康安全管理機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二〇十 (略)

3・4 (略)

○文部科学省組織令(平成十二年政令第二百五十一号) (第一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改	正	案	現	行
		(初等中等教育局の所掌事務)		
第五条	初等中等教育局は、次に掲げる事務をつかさどる。		第五条	初等中等教育局は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二	(略)		一・二	(略)
三	独立行政法人教職員支援機構の組織及び運営一般に関すること。	三十一 独立行政法人教職員支援機構の組織及び運営一般に関すること。	三十一 独立行政法人教員研修センターの組織及び運営一般に関すること。	三十一 独立行政法人教員研修センターの組織及び運営一般に関すること。
		(教職員課の所掌事務)		
第四十二条	教職員課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第四十二条 教職員課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第四十二条 教職員課は、次に掲げる事務をつかさどる。	第四十二条 教職員課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二	(略)	一・二 (略)	一・二 (略)	一・二 (略)
三	独立行政法人教職員支援機構の組織及び運営一般に関すること。	三 独立行政法人教員研修センターの組織及び運営一般に関すること。	三 独立行政法人教員研修センターの組織及び運営一般に関すること。	三 独立行政法人教員研修センターの組織及び運営一般に関すること。

改 正 案	現 行
<p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国際環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人技術研究開発機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人</p>	<p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国際環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人</p>

医薬品医療機器総合機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人家  
畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教職員  
支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人工業所有権情報  
整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報  
・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人高齢・障害・求職者  
雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力  
機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独  
立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国  
立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重  
度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独  
立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立特別支援教育總  
合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立  
行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政  
法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政  
法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人製品  
評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独  
立行政法人造幣局、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行  
政法人大学入試センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行  
政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機  
構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計  
セントラル、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学術振興会、  
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポー  
立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、

医薬品医療機器総合機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人家  
畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研  
修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人工業所有権情報  
整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報  
・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人高齢・障害・求職者  
雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力  
機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独  
立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国  
立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重  
度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独  
立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立特別支援教育總  
合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立  
行政法人国立文化財機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政  
法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政  
法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人製品  
評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独  
立行政法人造幣局、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行  
政法人大学入試センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行  
政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機  
構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計  
セントラル、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学術振興会、  
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポー  
立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、

ツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二一五 (略)

一ツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二一五 (略)

○電波法施行令（平成十三年政令第一百四十五号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（手数料の納付を要しない独立行政法人）</p> <p>第十五条 法第一百四条第一項の政令で定める独立行政法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十二 （略）</p> <p>十三 独立行政法人教職員支援機構</p> <p>十四・十五 （略）</p>	<p>（手数料の納付を要しない独立行政法人）</p> <p>第十五条 法第一百四条第一項の政令で定める独立行政法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～十二 （略）</p> <p>十三 独立行政法人教員研修センター</p> <p>十四・十五 （略）</p>

○国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第一条第三項の法人を定める政令（平成十九年政令第三百四十四号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人理学研究所、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学</p>	<p>国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人理学研究所、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学</p>

技術研究開発機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人教職員支援機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人自転車研究所、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独

技術研究開発機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人自転車研究所、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独

立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

○母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成二十五年政令第三号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改  
正  
案  
現  
行

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の政令で定める法人は、次のとおりとする。

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人

医薬品医療機器総合機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教職員支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ

医薬品医療機器総合機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人造幣局、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ

ツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二五 (略)

一ツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二五 (略)

改

正

案

現

行

（法第二条第五項の政令で定める法人）

第一条 法第二条第五項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人理化研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人

（法第二条第五項の政令で定める法人）

第一条 法第二条第五項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人理化研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人

奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教職員支援機構、独立行政法人労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国際文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人品評価技術基盤機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸

奄美群島振興開発基金、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国際文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人人酒類総合研究所、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸

芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二一五

(略)

芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二一五

(略)

○雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成二十六年政令第百七十二号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改  
正  
案

現  
行

雨水の利用の推進に関する法律第一条第二項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人

雨水の利用の推進に関する法律第一条第二項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人

医薬品医療機器総合機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教職員支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本スポーツ

医薬品医療機器総合機構、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人教員研修センター、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、独立行政法人航空大学校、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ

ツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二一五 (略)

一ツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二一五 (略)

○國家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（第三条関係）

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
（基礎在職期間）	（基礎在職期間）
第五条の二 法第五条の二第二項第七号に規定する政令で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。	第五条の二 法第五条の二第二項第七号に規定する政令で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。
一～十一 （略）	一～十一 （略）
十二 削除	十二 独立行政法人教員研修センター法（平成十二年法律第八十八号）
十三～四十九 （略）	附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人教員研修センターの職員としての在職期間
（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）	十三～四十九 （略）
第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振兴開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。	（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）
一～百八十四 （略）	第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振兴開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。
（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）	（新設）
百八十五 教育公務員特例法等の一部を改正する法律第三条の規定によ	（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）

る改正前の独立行政法人教員研修センター法（平成十二年法律第八十  
八号。以下「旧独立行政法人教員研修センター法」という。）第二条  
の独立行政法人教員研修センター

（法第八条第一項に規定する政令で定める法人）

第九条の四 法第八条第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法  
人のほか、次に掲げる法人とする。

一～百三十一 （略）

百三十二 旧独立行政法人教員研修センター法第一条の独立行政法人教  
員研修センター

（法第八条第一項に規定する政令で定める法人）

第九条の四 法第八条第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法  
人のほか、次に掲げる法人とする。

一～百三十一 （略）

（傍線の部分は改正部分）

改	正	案	現	行
			（教職員定数の算定に関する特例）	（教職員定数の算定に関する特例）
第五条 （略） 2～5 （略）	6 法第十五条第六号の政令で定める特別の事情は、当該学校の教職員が同号に規定する研修を受けていること、当該学校（共同調理場を含む。）において文部科学大臣が定める教育指導の改善若しくは事務処理の効率化に関する特別な研究が行われていること又は当該学校の教職員が教育公務員条例法（昭和二十四年法律第一号）第二十三条第一項の初任者研修若しくは同法 <u>第二十五条第一項</u> の指導改善研修を受けていることとし、法第十五条の規定により教職員の数を加える場合においては、当該学校（共同調理場を含む。）の数等を考慮して文部科学大臣が定めた法第七条から第九条まで又は法第十一条の規定により算定した数えるものとする。	6 法第十五条第六号の政令で定める特別の事情は、当該学校の教職員が同号に規定する研修を受けていること、当該学校（共同調理場を含む。）において文部科学大臣が定める教育指導の改善若しくは事務処理の効率化に関する特別な研究が行われていること又は当該学校の教職員が教育公務員条例法（昭和二十四年法律第一号）第二十三条第一項の初任者研修若しくは同法 <u>第二十五条の二第一項</u> の指導改善研修を受けていることとし、法第十五条の規定により教職員の数を加える場合においては、当該学校（共同調理場を含む。）の数等を考慮して文部科学大臣が定めた数を法第七条から第九条まで又は法第十一条の規定により算定した数に加えるものとする。	第五条 （略） 2～5 （略）	（教職員定数の算定に関する特例）

○公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第一百五十五号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改	正	案	現	行
			（教職員定数の算定に関する特例）	
第一条　（略）	第一条　（略）	第二条　（略）	（教職員定数の算定に関する特例）	
2～4　（略）	2～4　（略）	5　法第二十二条第五号の政令で定める特別の事情は、当該学校の教職員が同号に規定する研修を受けていること、当該学校において文部科学大臣が定める教育指導の改善に関する特別な研究が行われていること、当該学校の教職員が教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十一条第一項の初任者研修若しくは同法第二十五条第一項の指導改善研修を受けていること又は公立の高等学校の定時制の課程に修業年限が三年のものがあることとし、法第二十二条の規定により教職員の数を加える場合には、当該学校の数又は当該定時制の課程の数等を考慮して文部科学大臣が定める数を法第九条、第十条又は第十七条の規定により算定した数に加えるものとする。	5　法第二十二条第五号の政令で定める特別の事情は、当該学校の教職員が同号に規定する研修を受けていること、当該学校において文部科学大臣が定める教育指導の改善に関する特別な研究が行われていること、当該学校の教職員が教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十一条第一項の初任者研修若しくは同法第二十五条第一項の指導改善研修を受けていること又は公立の高等学校の定時制の課程に修業年限が三年のものがあることとし、法第二十二条の規定により教職員の数を加える場合には、当該学校の数又は当該定時制の課程の数等を考慮して文部科学大臣が定める数を法第九条、第十条又は第十七条の規定により算定した数に加えるものとする。	

## ○独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）（第五条関係）

(傍線の部分は改正部分)

別表第一（第二十一条—第二十四条関係）						別表第一（第二十一条—第二十四条関係）					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
人教職員支 援機構	独立行政法 人教職員支 援機構法	独立行政法 人教職員支 援機構法	文部科学省 令	同条第三項	一般会計	独立行政法 人教員研修 センター	独立行政法 人教員研修 センター法	文部科学省 令	同条第三項	一般会計	独立行政法 人教員研修 センター
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
法律第八十 八号) 第十 一条第一項	平成十二年	法律第八十 八号) 第十 一条第一項	(略)	(略)	(略)	平成十二年	法律第八十 八号) 第十 一条第一項	(略)	(略)	(略)	(略)

（傍線の部分は改正部分）

改  
正  
案

現  
行

（学校教育法等の特例に係る学校教育法施行令等の読み替え）

第四条 特定公立国際教育学校等に関する次の表の第一欄に掲げる政令の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

（削る）

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第一項もの）	設置する
（略）	設置する（国家戦略特別区域法（平成二十五条法律第二百七号）第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。）
（略）	（略）
（略）	（略）

（学校教育法等の特例に係る教育公務員特例法施行令等の読み替え）

第四条 特定公立国際教育学校等に関する次の表の第一欄に掲げる政令の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）	第三条 又は私立
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

## ○文部科学省令第十号

教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十二条の四第二項第五号及び第二十二条の五第二項第一号の規定に基づき、教育公務員特例法第二十二条の四第二項第五号の教員研修計画に定める事項及び第二十二条の五第二項第二号の文部科学省令で定める者を定める省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣 松野 博一

教育公務員特例法第二十二条の四第二項第五号の教員研修計画に定める事項及び第二十二条の五第二項第二号の文部科学省令で定める者を定める省令

（法第二十二条の四第二項第五号の教員研修計画に定める事項）

第一条 教育公務員特例法（以下「法」という。）第二十二条の四第二項第五号に規定する研修の実施に關し必要な事項として文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 公立の小学校等（法第十二条第一項に規定する小学校等をいう。以下同じ。）の校長及び教員（法第二十二条第二項に規定する校長及び教員をいう。以下同じ。）の任命権者（地方自治法（昭和二十一年

法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員（以下「県費負担教職員」という。）については当該中核市の教育委員会、市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）町村が設置する中等教育学校（後期課程に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項に規定する定時制の課程のみを置くものを除く。以下同じ。）の県費負担教職員については当該市町村の教育委員会。第四号において同じ。）と当該校長及び教員の研修に協力する大学その他の関係機関との連携に関する事項

## 二 研修の効率的な実施に当たつて配慮すべき事項

### 三 研修の効果を検証するための方途に関する事項

### 四 その他任命権者が必要と認める事項

（法第二十二条の五第二項第二号の文部科学省令で定める者）

第二条 法第二十二条の五第二項第二号に規定する公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学その他の当該校長及び教員の資質の向上に関する大学として文部科学省令で定める者は、次の各号のいず

れかに該当する者とする。

一 公立の小学校等の校長及び教員の研修に協力する大学

二 任命権者（市町村が設置する中等教育学校の県費負担教職員については当該市町村の教育委員会。以下この号において同じ。）により公立の小学校等の校長及び教員として採用された者であつて、当該大学を卒業した者の数が当該任命権者が定める数以上である大学

附 則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。



## ○文部科学省令第十一号

教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十七号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、独立行政法人教員研修センターに関する省令及び独立行政法人教職員支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣 松野 博一

独立行政法人教員研修センターに関する省令及び独立行政法人教職員支援機構に関する省令の一部を改正する省令

（独立行政法人教員研修センターに関する省令の一部改正）

第一条 独立行政法人教員研修センターに関する省令（平成十三年文部科学省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人教職員支援機構に関する省令

第一条中「独立行政法人教員研修センター（以下「センター」）を「独立行政法人教職員支援機構（以下「機構」）に改める。

第一条の二中「センター」を「機構」に改める。

第一条の三中「センターに」を「機構に」に、「独立行政法人教員研修センター法」を「独立行政法人教職員支援機構法」に、「センター法」を「機構法」に改める。

第一条の四中「センターに」を「機構に」に改め、同条第五号中「センター」を「機構」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号を同条第六号とし、同条第三号を同条第五号とし、同条第一号中「センターフ法第十条第二号」を「機構法第十条第三号」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 機構法第十条第四号に規定する調査研究及びその成果の普及に関する事項

第一条の四第一号中「センター法」を「機構法」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二 機構法第十条第二号に規定する助言に関する事項

第二条から第五条まで、第八条第一項、第九条第一項、第九条の二から第十四条まで、第十四条の二第

一項、第十四条の三及び第十五条中「センター」を「機構」に改める。

(独立行政法人教職員支援機構に関する省令の一部改正)

第二条 独立行政法人教職員支援機構に関する省令（平成十三年文部科学省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第七号を同条第九号とし、同条第六号を同条第八号とし、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

五 機構法第十条第五号に規定する認定に関する事務に関する事項

六 機構法第十条第六号に規定する教員資格認定試験の実施に関する事務に関する事項

附則に次の二条を加える。

(業務の特例に係る業務方法書の記載事項)

第三条 機構法附則第九条に規定する業務が行われる場合には、機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第一条の四各号に掲げるもののほか、機構法附則第九条第一項に規定する業務に関する事項とする。

附 則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

独立行政法人教員研修センターに関する省令及び独立行政法人教職員支援機構に関する省令の一部を改正する省令 新旧対照表 目次

- 独立行政法人教員研修センターに関する省令（平成十三年文部科学省令第四十三号）（第一条関係）
- 独立行政法人教職員支援機構に関する省令（平成十三年文部科学省令第四十三号）（第二条関係）

改  
正  
案  
現  
行

独立行政法人教職員支援機構に関する省令

独立行政法人教員研修センターに関する省令

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第一条 独立行政法人教職員支援機構（以下「機構」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であつて、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあつては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあつては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他文部科学大臣が定める財産とする。

（監査報告の作成）

第一条の二 機構に係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。こ

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

第一条 独立行政法人教員研修センター（以下「センター」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であつて、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあつては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日）における帳簿価額（現金及び預金にあつては、申請の日におけるその額）が五十万円以上のもの（その性質上通則法第四十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他文部科学大臣が定める財産とする。

（監査報告の作成）

第一条の二 センターに係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。こ

の場合において、役員（監事を除く。第一号並びに第五項第三号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の執行のため必要な体制の整備に留意しなければならない。

#### 一 機構の役員及び職員

一 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

#### 3 (略)

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、機構の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

#### 一 監事の監査の方法及びその内容

二 機構の業務が、法令等に従つて適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三 機構の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四 機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

#### 五・六 (略)

の場合において、役員（監事を除く。第一号並びに第五項第三号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の執行のため必要な体制の整備に留意しなければならない。

#### 一 センターの役員及び職員

一 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

#### 3 (略)

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、センターの他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

#### 一 監事の監査の方法及びその内容

二 センターの業務が、法令等に従つて適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三 センターの役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他センターの業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四 センターの役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

#### 五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその

理由

六 監査報告を作成した日

(監事の調査の対象となる書類)

第一条の三 機構に係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人教職員支援機構法（平成十二年法律第八十八号。以下「機構法」という。）及びこの省令の規定に基づき文部科学大臣に提出する書類とする。

(業務方法書に記載すべき事項)

第一条の四 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 機構法第十条第一号に規定する研修に関する事項

二 機構法第十条第二号に規定する指導、助言及び援助に関する事項

三 機構法第十条第三号に規定する指導、助言及び援助に関する事項

四 機構法第十条第四号に規定する調査研究及びその成果の普及に関する事項

五 業務委託の基準

六 競争入札その他契約に関する基本的事項

七 その他機構の業務の執行に関する必要な事項

(業務方法書に記載すべき事項)

第一条の四 センターに係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 センター法第十条第一号に規定する研修に関する事項

(新設)

二 センター法第十条第二号に規定する指導、助言及び援助に関する事項

(新設)

三 業務委託の基準

四 競争入札その他契約に関する基本的事項

五 その他センターの業務の執行に関する必要な事項

(中期計画の作成・変更に係る事項)

第一条 機構は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始三十日前までに（機構の最初の事業年度の属する中期計画については、機構の成立後遅滞なく）、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 機構は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(中期計画記載事項)

第三条 機構に係る通則法第三十条第二項第八号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

(年度計画の作成・変更に係る事項)

第四条 機構に係る通則法第三十一条第一項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 機構は、通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(中期計画の作成・変更に係る事項)

第二条 センターは、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始三十日前までに（センターの最初の事業年度の属する中期計画については、センターの成立後遅滞なく）、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 センターは、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(中期計画記載事項)

第三条 センターに係る通則法第三十条第二項第八号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 (略)

(年度計画の作成・変更に係る事項)

第四条 センターに係る通則法第三十一条第一項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 センターは、通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画の変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(業務実績等報告書)

事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	当該事業年度に係る年度計画に定めた項目	事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	当該事業年度一(略)

(業務実績等報告書)

ハ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値	イ 中期計画及び年度計画の実施状況 ロ 当該事業年度における業務運営の状況	一 当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第二十九条第一項第二号に掲げる事項に係るものである場合には次のイから二まで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。
二 当該事業年度の属する中期目標の期		

第五条 機構に係る通則法第三十二条第二項に規定する報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目<sup>イ</sup>とに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

第五条 センターに係る通則法第三十二条第二項に規定する報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目<sup>イ</sup>とに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

中期目標の期間 期目標の期間	中期計画に定 めた項目	二 (略)	<p>一 当該項目が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次イからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
中期目標の期間 期目標の期間	中期計画に定 めた項目	一 (略)	<p>一 当該項目が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績についてセンターが評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次イからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。</p> <p>イ 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ハ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
中期目標の期間 期目標の期間	中期計画に定 めた項目	一 中期目標の期間の終了時に見込まれる中 間の終了時に見込まれる中 期目標の期間	<p>一 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が通則法第二十九条第二項第二号に掲げる事項</p>

における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする

報告書

における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする

報告書

- 二 当該項目が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ 評定及び当該評定を付した理由

- ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する

改善方策

に係るものである場合には次のイからニまで、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

- イ 中期目標及び中期計画の実施状況  
ロ 当該期間における業務運営の状況  
ハ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値

- 二 当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報

- 二 当該項目が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績についてセンターが評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ 評定及び当該評定を付した理由

- ロ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する

改善方策



の実績について機構が評価を行った結果。  
なお、当該評価を行った結果は、次の  
イからハまでに掲げる事項を明らかにし  
たものでなければならない。

イ 評定及び当該評定を付した理由

- ロ 業務運営上の課題が検出された場合  
には、当該課題及び当該課題に対する  
改善方策

- ハ 過去の報告書に記載された改善方策  
のうちその実施が完了した旨の記載が  
ないものがある場合には、その実施状  
況

の実績についてセンターが評価を行った  
結果。なお、当該評価を行った結果は、  
次のイからハまでに掲げる事項を明らかにし  
たものでなければならない。

イ 評定及び当該評定を付した理由

- ロ 業務運営上の課題が検出された場合  
には、当該課題及び当該課題に対する  
改善方策

- ハ 過去の報告書に記載された改善方策  
のうちその実施が完了した旨の記載が  
ないものがある場合には、その実施状  
況

- 2 機構は、前項に規定する報告書を文部科学大臣に提出したときは、速  
やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により  
公表するものとする。

(会計の原則)

第八条 機構の会計については、この省令の定めるところにより、この省  
令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計  
の基準に従うものとする。

(会計の原則)

- 2 センターは、前項に規定する報告書を文部科学大臣に提出したときは  
、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法に  
より公表するものとする。

(会計の原則)

第八条 センターの会計については、この省令の定めるところにより、こ  
の省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業  
会計の基準に従うものとする。

定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3 平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

#### (会計処理)

第九条 文部科学大臣は、機構が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

#### 2 (略)

第九条 文部科学大臣は、センターが業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の指定を受けた資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

#### (対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等)

第九条の二 文部科学大臣は、機構が業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下「この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指定す

#### (対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等)

第九条の二 文部科学大臣は、センターが業務のため保有し又は取得しようとしている有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下「この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、当該除去費用等を指

ることができる。

(譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引)

第九条の三 文部科学大臣は、機構が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

(財務諸表)

第十条 機構に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(事業報告書の作成)

第十条の二 機構に係る通則法第三十八条第一項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 機構に関する基礎的な情報

イ 目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の機構の概要

ロ ニ (略)

定することができる。

(譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引)

第九条の三 文部科学大臣は、センターが通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

(財務諸表)

第十条 センターに係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(事業報告書の作成)

第十条の二 センターに係る通則法第三十八条第一項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 センターに関する基礎的な情報

イ 目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他のセンターの概要

ロ 事務所(従たる事務所を含む。)の所在地

ハ 資本金の額及び出資者ごとの出資額(前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。)

ホ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢  
並びに機構への出向者の数

二一四 (略)

3 事業報告書には、通則法第三十一条第一項に規定する年度計画に記載されたセグメント（機構を構成する一定の単位をいう。）<sup>1) b)</sup>との予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

(財務諸表の閲覧期間)

第十一条 機構に係る通則法第二十八条第三項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。

(短期借入金の認可の申請)

第十二条 機構は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

二一七 (略)

二 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴  
ホ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢  
並びにセンターへの出向者の数

二一四 (略)

3 事業報告書には、通則法第三十一条第一項に規定する年度計画に記載されたセグメント（センターを構成する一定の単位をいう。）<sup>1) b)</sup>との予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

(財務諸表の閲覧期間)

第十一条 センターに係る通則法第二十八条第三項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。

(短期借入金の認可の申請)

第十二条 センターは、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- い。  
一 借入れ又は借換えを必要とする理由
- 二 借入れ又は借換えの額
- 三 借入先又は借換先

四 借入れ又は借換えの利率

五 償還の方法及び期限

六 利息の支払いの方法及び期限

七 その他必要な事項

(通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産)

第十三条 機構に係る通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産は、土地及び建物並びに文部科学大臣が指定するその他の財産とする。

(通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請)

第十四条 機構は、通則法第四十八条の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下この条において「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一～三 （略）

(通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請)

第十四条 センターは、通則法第四十八条の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下この条において「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 処分等に係る財産の内容及び評価額
- 二 処分等の条件
- 三 処分等の方法
- 四 センターの業務運営上支障がない旨及びその理由

(通則法第五十条の六第一号に規定する主務省令で定める内部組織)

第十四条の二 機構に係る通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五

(通則法第五十条の六第一号に規定する主務省令で定める内部組織)

第十四条の二 センターに係る通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五

年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として文部科学大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であつて再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2  
（略）

前五年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として文部科学大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であつて再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

（通則法第五十条の六第一号に規定する主務省令で定める管理又は監督の地位）

第十四条の二 機構に係る通則法第五十条の六第一号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして文部科学大臣が定めるものとする。

（通則法第五十条の六第一号に規定する主務省令で定める管理又は監督の地位）

第十四条の三 センターに係る通則法第五十条の六第一号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして文部科学大臣が定めるものとする。

（積立金の処分に係る申請書の添付書類）

（積立金の処分に係る申請書の添付書類）

**第十五条 機構**に係る独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第二十一条第二項に規定する文部科学省令で定める書類は、同条第一項に規定する中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該年度の損益計算書とする。

**附 則**

(施行期日)

第一条 (略)

(成立の際の会計処理の特例)

第二条 (略)

**第十五条 センター**に係る独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第二十一条第二項に規定する文部科学省令で定める書類は、同条第一項に規定する中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該年度の損益計算書とする。

**附 則**

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

(成立の際の会計処理の特例)

第二条 センターの成立の際センター法附則第七条第二項の規定により政府からセンターに対し出資されたものとされる財産のうち償却資産については、第九条第一項の指定があったものとする。

改 正 案	現 行
（業務方法書に記載すべき事項）	（業務方法書に記載すべき事項）
<p>第一条の四 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 機構法第十条第一号に規定する研修に関する事項</li> <li>二 機構法第十条第二号に規定する助言に関する事項</li> <li>三 機構法第十条第三号に規定する指導、助言及び援助に関する事項</li> <li>四 機構法第十条第四号に規定する調査研究及びその成果の普及に関する事項</li> <li>五 機構法第十条第五号に規定する認定に関する事務に関する事項</li> <li>六 機構法第十条第六号に規定する教員資格認定試験の実施に関する事務に関する事項</li> <li>七 業務委託の基準</li> <li>八 競争入札その他契約に関する基本的事項</li> <li>九 その他機構の業務の執行に関する必要な事項</li> </ul>	<p>第一条の四 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 機構法第十条第一号に規定する研修に関する事項</li> <li>二 機構法第十条第二号に規定する助言に関する事項</li> <li>三 機構法第十条第三号に規定する指導、助言及び援助に関する事項</li> <li>四 機構法第十条第四号に規定する調査研究及びその成果の普及に関する事項</li> <li>（新設）</li> <li>五 業務委託の基準</li> <li>六 競争入札その他契約に関する基本的事項</li> <li>七 その他機構の業務の執行に関する必要な事項</li> </ul>
（業務の特例に係る業務方法書の記載事項）	（新設）
第三条 機構法附則第九条に規定する業務が行われる場合には、機構に係	
附 則	

る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第一条の四各号に掲げるもののほか、機構法附則第九条第一項に規定する業務に関する事項とする。

## ○文部科学省告示第五十五号

教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十二条の二第一項の規定に基づき、公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針を次のように定めたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣 松野 博一

公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針

### 一 背景及び趣旨

およそ全ての教員は、教育を受ける子供たちの人格の完成を目指し、その資質の向上を促すという非常に重要な職責を担つてゐる高度専門職であり、学校教育の成否は、教員の資質によるところが極めて大きい。教育基本法（平成十八年法律第二百二十号）第九条第一項において、教員は、絶えず研究と修養に励むこと、同条第二項において、教員の養成と研修の充実が図られなければならないことが規定されているように、これまでも常にその資質の向上が図られるよう、法令上、特別な配慮がなされているところである。子供たちの成長を担う教員に求められるのは、いかに時代が変化しようとも、その時代の背景や要請を踏まえつつ、自らが子供たちの道しるべとなるべく、常にその資質の向上を図り続けることである。

一方、学校現場においては、教員の大量退職・大量採用等の影響によって、年齢構成や経験年数の不均衡が生じ、従来の学校組織において自然に行われてきた経験豊富な教員から若手教員への知識及び技術等の伝達が困難となるなど、教員を巡る環境が大きく変化している。

また、グローバル化、情報化の進展等、社会が急速に変化する中につれて、こうした状況の変化を踏まえた新しい時代の教育に対応できるよう、小学校学習指導要領（平成二十九年文部科学省告示第六十三号）、中学校学習指導要領（平成二十九年文部科学省告示第六十四号）、高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）、幼稚園教育要領（平成二十九年文部科学省告示第六十二号）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成二十九年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第一号）、特別支援学校幼稚部教育要領（平成二十一年文部科学省告示第三十五号）、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十六号）及び特別支援学校高等部学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十七号）（以下「学習指導要領等」という。）の趣旨を実現するための教員の資質の向上に向けた環境を整えることが不可欠である。

こうした状況を踏まえ、教員の養成・採用・研修を通じた新たな体制の構築等のため、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十七号。以下「改正法」という。）が、第百九十二回国会において成立したところである。

このうち、改正法による改正後の教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号。以下「法」という。）において、法第二十一条第二項の公立の小学校等の校長及び教員（以下「教員等」という。）の任命権者（以下「任命権者」という。）は、法第二十二条の二第一項の指針（以下「指針」という。）を参照しつつ、その地域の実情に応じ、法第二十二条の三の指標（以下「指標」という。）を策定することとし、その際、法第二十二条の五の協議会（以下「協議会」という。）における協議を経ることとするなどの新たな制度が創設されたところである。

任命権者が指標を策定することとする趣旨は、教員等の資質の向上を担う任命権者と教員養成を担う大学等の共通認識の下、教員等が高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付けるべき資質を明確化することである。

また、指標は、教員等が担う役割が高度に専門的である」と改めて示すとともに、研修等を通じて教員等の資質の向上を図る際の日安として、教員等一人一人のキャリアパスが多様であるとの前提の下、教職生活全体を俯瞰（ふかん）しつつ、自らの職責、経験及び適性に応じて更に高度な段階を目指す手掛かりとなるものであり、効果的・継続的な学びに結び付ける意欲を喚起することを可能とする体系的なものである必要がある。

この指針は、こうしたことを踏まえつつ、教員等の計画的・効果的な資質の向上を図るために、法第二十二条の二第一項の規定に基づき策定されるものである。

## 二 公立の小学校等の教員等としての資質の向上に関する基本的な事項

### 1 基本理念

教員等の資質の向上を図るに当たっては、大学における教員養成の状況を踏まえるとともに、中長期的視点から教員等を育成する観点を重視しつつ、法のほか、教育基本法、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）その他の関係法令並びに教育振興基本計画（平成二十五年六月十四日閣議決定）及び学習指導要領等の理念及び趣旨を十分に踏まえなければならない。とりわけ、以下に示す学習指導要領等の趣旨を実現するために、それぞれの学校種の特性や幼児、児童及び生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、教員等に必要とされる資質の向上を図ることが求められる。

- (1) 幼児、児童及び生徒に生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体や各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。）の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、教育活動の充実を図るものとする。その際、幼児、児童及び生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとすること。

ア 知識及び技能が習得されるようによること。  
イ 思考力、判断力、表現力等を育成すること。

ウ 学びに向かう力、人間性等を涵（かん）養すること。

(2) 各学校においては、幼児、児童及び生徒や学校及び地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとすること。

学校段階等間の円滑な接続が図られるよう工夫すること。

(4) 各教科等の指導に当たっては、(1)のアからウまでに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、幼児、児童及び生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を發揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（以下「見方・考え方」という。）が鍛えられていくことに留意し、幼児、児童及び生徒が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成

したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう学習の過程を重視すること。

(5) 学習評価の充実を図ること。

また、教員等は、社会人としての基本的な素養を備え、地方公務員として法令を遵守するとともに、服務規律を徹底し、確固たる倫理観をもつことは当然として、「これからの中学校教育を担う教員の資質能力の向上について」（平成二十七年十二月中央教育審議会答申）においても掲げられているとおり、使命感、責任感、教育的愛情、教科や教職に関する専門的知識、実践的指導力、総合的な人間性、コミュニケーション力といった教員等として普遍的な資質を備えることが期待されていることを踏まえる必要がある。さらに、今後は、これらに加えて、自律的に学び続ける意識や姿勢、探究心、時代の変化や自らの職責、経験及び適性に応じて求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことのできる力、情報を適切に収集・選択・活用し、知識を有機的に結び付け構造化する力を身に付けることが期待されている。

2

公立の小学校等の教員等としての資質の向上を図るに当たり踏まえるべき基本的な視点

公立の小学校等の教員等としての資質の向上を図るに当たっては、以下の(1)から(5)までの視点を踏まえる必要がある。

(1) 社会変化の視点

情報通信技術（以下「ＩＣＴ」という。）の発展、社会・経済のグローバル化、少子化・高齢化の進展、人工知能に関する研究の進化、雇用環境の変容等、社会が急激に変化していることや、子供たちが職業に就く等により将来的に社会で活躍する時期には、現在より一層大きい状況の変化が起こり得るといったこと。また、近年、特に都市部を中心に、地域社会等のつながりや支え合いによるセーフティネット機能の低下が指摘されているとともに、子供の貧困や格差の再生産・固定化が課題として指摘されていること。

## (2) 近年の学校を取り巻く状況の変化の視点

いじめ・不登校などの生徒指導上の課題への対応や貧困・虐待などの課題を抱えた家庭の児童生徒等への対応、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた発達障害を有する児童生徒等を含む特別な支援を必要とする児童生徒等への対応、外国人児童生徒等への対応、主体的・対話的で深い学びの実現、道徳教育の充実、小学校における外国語教育の早期化・教科化、ＩＣＴの活用、進路指導及びキャリア教育への対応、学校安全への対応、幼小接続、小中一貫教育及び中高一貫教育等の学校段階間接続等への対応、保護者や地域との協力関係の構築など、学校を取り巻く課題等は非常に多種多様であること。こうした状況に対応できる教員等を育成するためには、限られた時間や資源の中で、教員等の多忙化にも配慮しつつ、効果的・効率的な資質の向上が図られるよう配慮する必要があること。

(3)

### 家庭・地域との連携・協働の視点

信頼される学校づくりのためには、保護者はもとより、地域住民からの信頼を得ることが不可欠であること。このため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「地教行法」という。）第四十七条の五の学校運営協議会等を通じて、保護者や地域住民の意見や要望を学校運営に的確に反映させるとともに、家庭や地域社会による支援・協力を得ながら、学校運営を改善していくことが求められていること。

(4)

### 各教員等の成長の視点

初任者であつても経験豊富な教員であつても、常に社会状況が変化する中、現状に満足することなく、自ら学び続ける教員であるべきとの理念の下、常に教員等が成長し続けることが重要であること。また、教員等の資質の向上は必ずしも任命権者が行う研修のみにより図られるものではなく、学校におけるOJT（オンザジョブトレーニング）等の中で資質の向上が図られる側面も大きいことから、教職生活を通じた継続的な資質の向上の視点をもち、研修以外のあらゆる成長の手段も考慮しつつ、教員等一人一人の資質の向上が図られることは重要であること。また、画一的な教員像を求めるのではなく、各教員の長所や個性の伸長を図る視点を考慮することが重要であること。

(5)

### 学校組織の改善の視点

教員等一人一人が学校現場で生じる様々な課題に対応できる力量を高めていくことは重要であるが、それら全ての課題を教員等が一人で解決することは困難であり、学校の教職員等がそれぞれの専門的な知識及び技能を活用しつつ、チームとして連携し、協働するというチーム学校の理念の下、教員等が多様な専門性をもつ人材と効果的に連携し、校務を分担するとともに、保護者や地域住民の力を学校運営に生かしながら、他の教員等と協働し、チームとして組織的に諸課題に対応することができるようになることが求められていること。また、校内における教員同士の学び合いや学校外の資源を活用した教員の学びなど他者との協働を通じて、学校組織全体の改善を図ることが重要であること。

### 三 公立の小学校等の教員等としての資質の向上に関する指標の内容に関する事項

指標については、教員等の年齢構成や経験年数の状況など、様々な状況が各地域によつて異なることを踏まえ、各地域の実情に応じたものとなるよう留意し、以下の1から4までを踏まえて策定するものとする。

#### 1 学校種・教員等の職等の範囲

指標の対象とする公立の小学校等の教員等の範囲は以下のとおりである。

- (1) 公立の小学校等の範囲は、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園である。

(2) 教員等の範囲は、校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（幼稚園教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）である（教育公務員特例法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二十二号）による改正後の教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）第二条に規定する臨時的に任用された者等を除く。）。

指標の策定に際しては、必ずしも全ての学校種ごとに個別の指標を策定することを要するものではなく、それぞれの学校種の特性を踏まえつつ、複数の学校種について共通の指標を策定することが可能である。例えば、小学校、中学校及び義務教育学校の教員について共通の指標を策定し、特に小学校の教員に必要な事項について留意事項を付すこと等が可能である。

また、必ずしも全ての職ごとに個別の指標を策定することを要するものではなく、それぞれの職の特性を踏まえつつ、複数の職について共通の指標を策定することが可能である。例えば、複数の職に共通の指標として策定し、そのうちの特定の職に必要な事項について留意事項を付すこと等が可能である。

とりわけ、校務をつかさどる校長は、学校組織のリーダーとして、教員の人材育成について、

大きな責任と役割を担つており、教員の自律的な成長を促すべき存在である。また、校長は教育者としての資質のほか、的確な判断力、決断力、交渉力、危機管理を含む組織のマネジメント力が求められるものである。こうしたことを踏まえ、校長については、個別の指標を策定することを検討するなど他の職とは明確に区別できるよう留意する必要がある。

加えて、同じ教諭の職であつても、特別支援学級や通級による指導の担当教諭については、特別支援教育に関する専門性が特に求められることに鑑み、個別の指標を策定することや、特に必要な事項について留意事項を付すこと等の取扱いも考えられる。

さらに、教員等のキャリアパスは単一のものではなく、例えば、教諭から主幹教諭を経て管理職に至り学校運営を担う者、教諭から指導教諭に至り学校内において他の教員の指導を担う者、生涯にわたつて教諭としての職務を全うし、特定の分野において高度に専門的な知識及び技能を有する者等、様々な者が存在することを踏まえ、同一の職について複数の指標を策定することも可能である。

## 2 職責、経験及び適性に応じた成長段階の設定

指標においては、教員等の成長段階に応じた資質の向上の目安とするため、学校種や職の指標ごとに複数の成長に関する段階を設けることとする。その際、必ず、新規に採用する教員に対して任命権者が求める資質を第一の段階として設けることとする。その他の段階は、各地域における

る教員等の年齢構成や経験年数の状況等といった地域の実情に応じ、例えば、経験年数が一年から五年まで、六年から十年までといったように経験年数に着目した設定のほか、「向上・発展期・充実・円熟期」、「第一ステージ（第一期）、第二ステージ（第二期）」、「初任、中堅、ベテラン」等、必ずしも経験年数のみに着目しない設定が考えられる。

### 3 指標の内容を定める際の観点

教員等が次に掲げる事項を適切に修得又は実施するとともに、各事項に係る資質を2の成長段階ごとに更に向上させる観点をもちつつ、指標の内容を定めることとする。

- (1) 教職を担うに当たり必要となる素養に関する事項（倫理観、使命感、責任感、教育的愛情、総合的な人間性、コミュニケーション力、想像力、自ら学び続ける意欲及び研究能力を含む。）
- (2) 教育課程の編成、教育又は保育の方法及び技術に関する事項（各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントの実施、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、情報機器及び教材の活用に関する事項を含む。）
- (3) 学級経営、ガイダンス及びカウンセリングに関する事項
- (4) 幼児、児童及び生徒に対する理解、生徒指導、教育相談、進路指導及びキャリア教育等に関する事項（いじめ等児童生徒の問題行動への対応、不登校児童生徒への支援、情報モラルにつ

いての理解に関する事項を含む。)

(5) 特別な配慮を必要とする幼児、児童及び生徒への指導に関する事項（障害のある幼児、児童及び生徒等への指導に関する事項を含む。）

(6) 学校運営に関する事項（学校安全への対応、家庭や地域社会、関係機関との連携及び協働、学校間の連携に関する事項を含む。）

(7) 他の教職員との連携及び協働の在り方に関する事項（若手教員の育成に係る連携及び協働に関する事項を含む。）

ただし、これらの事項を中心としつつも、各職の特性を踏まえ、必要な事項を加えたり、不要な事項を除いたりすることが可能である。例えば、養護教諭にあつては保健管理、健康相談や保健室経営に関する事項、栄養教諭にあつては食に関する指導と学校給食の管理に関する事項等を適宜加えることが可能である。また、例えば、校長にあつては、教育又は保育の方法及び技術に関する事項等を除くといったことが考えられる。

#### 4 その他

各地域の実情を踏まえ、必要に応じて教科等ごとの指標を策定することも可能である。

#### 四

その他公立の小学校等の教員等の資質の向上を図るに際し配慮すべき事項

1 指標の策定に当たって必要とされる手続

指標の策定に当たっては、法第二十二条の三第二項の規定に基づき、協議会における協議をあらかじめ経る必要がある。また、協議会においては、指標の策定に関する協議のほか、法第二十二条の五第一項の規定に基づき、指標に基づく教員等の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うこととなつており、教員等の資質の向上を図るに当たっては、協議会を有効に活用することが極めて重要である。また、協議会における協議を通じて、その地域における課題や学校現場の状況を指標の内容に反映させることが重要である。

とりわけ新規に採用する教員に対して任命権者が求める資質については、大学が行う教員養成の目標であるとともに、教員等の任命権者が行う資質の向上の前提となるものであり、当該資質について、協議会で明確な共通理解を確立することが極めて重要である。そのため、新規に採用する教員に対して任命権者が求める資質について協議する際には、教員養成を主たる目的とする大学・学部以外の大学・学部においても広く教員免許状の取得が認められていることを踏まえるとともに、協議会の構成員である大学が行う教員養成の改善をも目的としつつ、今後、国が策定する「教職課程コアカリキュラム」の内容や大学における教員養成の実態を踏まえ、十分議論を尽くすことが重要である。

また、任命権者が行う研修は、指標を踏まえて策定されることとなる法第二十二条の四の教員研修計画に基づき実施されるものであることから、教員等の資質の向上が指標を基にして図られ

ていくものであることを十分踏まえる必要がある。

加えて、協議会における協議を経た上で策定される指標及び当該指標を踏まえて策定される教員研修計画については、法第二十二条の三及び第二十二条の四の規定により、策定後遅滞なく公表するよう努めることとされているところ、指標や教員研修計画のみではなく、指標策定の過程等、協議会における協議に関する情報を積極的に公開することが望ましい。

さらに、地教行法第三十七条第一項に規定する県費負担教職員の任命権者である都道府県教育委員会が、その県費負担教職員に関する指標を策定するに当たっては、協議会の運営に際して、関係する市町村教育委員会との間で学校現場の現状等について十分意見交換を行い、協働して学校現場の状況を反映することが重要である。とりわけ、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）については、中核市の教育委員会が教員研修計画の策定を担うことを踏まえ、可能な限り、当該教育委員会を協議会の構成員に含める等、特段の配慮が必要である。

なお、地方自治法第一百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）以外の市町村の設置する幼稚園、高等学校、中等教育学校及び幼保連携型認定こども園等の教員等の指標の作成に当たっては、法附則第四条の規定により協議会における協議を要しないこととされている。この場合、教員等の資質の向上に向け指標の内容を充実させるよう、その内容

について必要に応じ大学等の意見を聴取するとともに、法第二十三条に規定する初任者研修及び法第二十四条に規定する中堅教諭等資質向上研修（以下「中堅教諭等資質向上研修」という。）を実施する都道府県教育委員会等とも連携を図りながら指標を作成することが望ましい。

また、改正法による改正後の独立行政法人教職員支援機構法（平成十二年法律第八十八号）第十条第二号の規定に基づき、独立行政法人教職員支援機構が指標の策定に関する専門的な助言を行うこととなつており、必要に応じてこれを有効に活用することが考えられる。

## 2 指標に基づく教員等の資質の向上の推進体制の整備及び指標の改善等

### (1) 推進体制

指標の策定後、協議会の構成員のみならず、協議会の構成員となつていらない教育関係者や民間企業等も含めて幅広い関係者の協力を得ながら、指標に基づく教員等の資質の向上を推進する体制を整備することが重要である。

### (2) 指標の改善及び更新

社会の状況や学校を取り巻く状況は常に変化するものであり、指標についても、様々な状況の変化に応じて不斷の見直しを図ることが重要である。また、指標の内容を踏まえ、教員研修計画を策定し、実際に研修を実施する中で、実態に応じた、より実効性の高い指標に改善していくことが必要である。そのため、各地域の実情に応じ、定期的に指標を更新するなど、指標

を中心とした教員等の資質の向上策に係るP D C Aサイクルを機能させることが重要である。

### (3) 他の計画等との関係

指標の策定や指標に基づく教員等の資質の向上を図るに際しては、地教行法第一条の三に規定する大綱、教育基本法第十七条第二項に規定する教育委員会が策定する基本的な計画等の各種計画との整合性を図ることが必要である。また、必要に応じて、地教行法第一条の四に規定する総合教育会議を活用することも考えられる。

